

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

# 静岡県高圧ガス地域防災協議会規約

## 第 1 章 総則

(目的)

第1条 本協議会は、静岡県における地域防災体制を確立することにより、地域内の高圧ガスの移動にかかる災害の発生、または拡大の防止に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、静岡県高圧ガス地域防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業所所在地)

第3条 協議会の事務所は、会長が所属する協会内におく。

## 第 2 章 業務

(防災業務)

第4条 協議会は、第 1 条に定める目的を達成するため次の業務を行う。

- (1)地域内において発生した高圧ガスの移動にかかる事故等の応援活動に関して第 22 条に基づき指定された防災事業所への応援活動要請及び関係先への通報。
- (2)地域内における事故、輸送状況及び消費設備等の調査。
- (3)防災に関する教育訓練の企画、実施及び防災事業所のリスト（事業所名、ガス名、担当地域、所在地、連絡先等）の作成ならびに配布。
- (4)応援活動に必要な資材、器具等の確保。
- (5)応援活動に伴う災害補償及び保険その他相互援助に関すること。
- (6)地域内を管轄する関係行政機関ならびに静岡県 LP ガス協会との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連絡、調整。
- (7)その他協議会の目的達成に必要な業務。

(会員証明書等の発行)

第5条 協議会は、協議会に加入した者に対しては会員であることを証する証明書を、防災事業所に対しては防災事業所であることを証する証明書を発行する。

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

### 第3章 組織

#### (会員)

第6条 協議会は、次に掲げるものを会員とする。

- (1) 静岡県に事業所を有するものであって、高圧ガスの移動の事業若しくは業務を行うもの及びこれらの事業若しくは業務に密接な関係を有するもの（第1種製造事業者、販売事業者等）。
- (2) その他協議会の目的に賛同する者。

#### (会費)

第7条 会員は、総会の承認を経て別に定める会費を納入するものとする。

#### (入会)

第8条 協議会に加入しようとする者は、別に定める入会申込書に会費を添えて協議会に提出するものとする。

#### (脱退等)

第9条 会員は、いつでも協議会長に届け出て、協議会を脱退することが出来る。

2. 協議会は、次の各号の一に該当する会員を総会の表決によって除名することができる。
  - (1) 協議会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った会員
  - (2) 会費の納入を怠った会員
3. 協議会は、前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
4. 除名は除名された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

#### (役員)

第10条 協議会の業務を推進するため協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 理事 13名以上 17名以内（会長、副会長及び専務理事を含む）
  - (5) 監事 2名以内
2. 協議会の役員は、専務理事を除き非常勤を原則とする。

#### (役員の仕事および権限)

第11条 役員の仕事および権限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその業務を行う。
- (3) 専務理事 専務理事は会長及び副会長を補佐し、日常の会務を処理する。
- (4) 理事 理事は、会長の定めるところにより会長および副会長を補佐し、協議会の業

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときその職務を代理し、会長および副会長が欠員のときはその業務を行う。

(5) 監事 監事は、協議会の業務および会計を監査する。

(役員を選出)

第 12 条 理事および監事は、総会において会員のうちから選出する。

2. 会長および副会長は、理事の互選により定める。

3. 専務理事は役員会の推薦により会長が任命する、

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 会長、副会長、専務理事、監事に欠員を生じたときは、補欠選挙を行う。ただし、役員会において会務の執行に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3. 補欠で就任した役員任期は、前任者の残余期間とする。

4. 役員は、その任期が満了した後においても、協議会の業務の遂行に支障があるときは、後任者の就任するまでの間、その業務を行うものとする。

(役員報酬)

第 14 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員を置く場合は、有給とすることができる。

(役員解任)

第 15 条 役員は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、または役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない理由があると認めるときに、総会の表決を受けて、これを解任することができる。

(顧問)

第 16 条 協議会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、高圧ガスの保安に関し学識経験を有する者の内から、会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の諮問に応じ、協議会の業務に関する重要な事項または専門的な事項について意見を述べるものとする。

## 第 4 章 会議

(会議)

第 17 条 協議会に次の会議を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

第 18 条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は毎年度終了時後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上の者の請求があったときに開催するものとする。

3. 総会は、会長が招集してその議長となり、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、欠席者は書面をもって表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

4. 総会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
5. 次の事項は、総会に付議するものとする。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 会費の額及びその徴収方法
  - (3) 収支決算、業務計画及び決算の承認
  - (4) その他、会長が必要と認めた事項の承認

(役員会)

第 19 条 役員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、役員または顧問が出席する。

ただし、監事および顧問は決議に加わらない。役員会の議長は、会長がこれにあたる。

2. 本規約を執行するにあたっての必要な細則又は実施要領、防災活動に関する専門的な事項を審議するための委員会その他の機関の設置等協議会の運営に関する重要事項は、役員会の議を経てこれを定める。
3. 役員会の決議は、出席した表決権を有する者の過半数によるものとする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(委員会)

第 20 条 協議会は、事業の内容に応じ役員会の議を経て、各種の委員会を設けることができる。

その構成、運営等は別に定める委員会細則による。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 21 条 協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、役員会の議を経て、別にこれを定める。
3. 協議会の事務局の事務は、会長が所属する団体が代行する。

## 第 6 章 防災事業所

(防災事業所の指定等)

第 22 条 会長は、第 4 条第 1 号に定める応援活動に関する業務を遂行するため役員会の承認を得て会員のうちからガス別に防災事業所を指定する。

2. 同一防災事業所において 2 以上のガスについてその指定をすることは、これを妨げない。
3. 会長は、高圧ガスの移動にかかる事故等の応援活動の出動要請に関する権限（当該事業所にかかるものに限る）をあらかじめ防災事業所の長に委任することができる。

(防災事業所の資器材等)

第 23 条 当協議会は高圧ガスの移動にかかる事故の応援活動に必要な資器材を確保する。

(防災事業所の業務)

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

第24条 当協議会は高圧ガスの移動にかかる事故等の技術援助を主とする応援活動（以下応援活動という。）に関して「高圧ガス応援活動実施要領」を定め、各防災事業所は、その業務として次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 当該事業所の従業員のうちからの技術支援を主とする応援要員（以下応援要員という。）の指名及びその確保
- (2) 必要な資材、器具等の確保
- (3) 事故等に対して応援要員の派遣による応援活動の実施
- (4) 事故等の発生の際における関係先への連絡
- (5) 事故等に関する協議会への報告（その処置を含む）
- (6) 資器材については定期点検整備を行う。

（防災事業所としての必要な措置）

第25条 防災事業所の事業主は、防災事業所の指定を受けるにあたって、あらかじめ次に示す事項を実施しなければならない。

- (1) 高圧ガスの移動にかかる事故等の応援活動に当該事業所の応援要員を従事させること及びその内容、出動範囲等を明確にする。
- (2) 応援活動への出動命令等に関する当該事業所における命令系統及びその実施方法を明確にする。

## 第7章 費用の負担

（協議会が負担する費用）

第26条 協議会が会員から徴収した会費により負担する費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 高圧ガス・危険物防災訓練に要する費用
- (2) 事務費
- (3) その他第4条に定める業務の遂行に必要な費用

（受援者の負担する費用）

第27条 受援者の負担する費用は、応援者現場派遣費、手当、応援したことにより生じた資材、器具等の損耗費等応援活動に要した費用とする。

（災害補償）

第28条 防災事業所からの応援活動によって生じた応援要員の死傷による災害補償は、当協議会が付保する傷害保険（1事業所最大2名適用）及び当該応援要員が所属する事業所の労働者補償保険等を適用する。

## 第8章 会計

（事業年度）

第29条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

（財源）

文書番号	SC-101
最新改訂日	R2.7.1

第 30 条 協議会の運営に必要な経費は、原則として次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 賛助費
- (3) その他の収入

(臨時分担金の徴収)

第 31 条 協議会は、役員会の議を経てその特別な業務または委員会等の必要な経費を充当するため、必要に応じ、臨時分担金を徴収することができる。

#### 付則

本規約は、昭和 47 年 2 月 25 日から実施する。

昭和 60 年 4 月 1 日 改正

昭和 62 年 4 月 1 日 改正

平成 7 年 4 月 1 日 改正

平成 13 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 6 月 17 日 改正

- ・防災活動範囲は移動のみと定義

- ・防災事業所の役割を見直し

- ・第 14 条（役員の報酬）及び第 28 条（災害補償）を追加

令和 2 年 7 月 1 日 改正

- ・液化石油ガス地域防災協議会加入による協議会名称変更

- ・理事数 15 名以内から 13 名以上 17 名以内に変更

- ・防災器材の支給を削除